

0～2歳児クラス向け保育料補助金のご案内

申請締切
R7.4.14

0～2歳児クラス年齢(2021年4月2日以降生まれ)のお子さん向けの補助金について概要をご案内します。

詳細は2次元コードで読み取るか、区ホームページトップに  世田谷区  ページ番号を  検索  入力してください。

保育認定について

補助金を受けるために認定取得が必要な場合があります！

取得の必要があるか、各制度・施設ごとに異なるため確認してください。
就労や介護等の要件がある場合取得できます。申請方法は右記ホームページから。
手続きには時間がかかるため、要件がある場合は早めに申請してください。



区 HP 番号:180271

↓ 住民税非課税相当世帯で、保育の必要性認定を受けている方 ↓

幼児教育・保育無償化



区 HP 番号:181718

【補助要件】

- ①住民税非課税相当世帯であること
(海外で課税世帯相当の収入があった場合は課税世帯とみなします)
- ②保育の必要性認定を受けている方

クラス年齢	利用施設	補助上限額	令和7年4月14日を過ぎて申請した場合
0から2歳児クラス ※非課税相当世帯のみ	認可外保育施設(施設)	67,000円	42,000円
	上記以外	42,000円	42,000円

No.	無償化対象施設・事業	注意点
1	認証保育所・事業所院内・無認同等	※1, 2の施設は、国の指導監督基準を満たす施設のみが対象になります ※2のベビーシッターと3～7の施設は、補助上限額が42,000円となります。 ※6のファミリーサポートセンターは、預かりを含まない援助を受けた場合は補助対象外となります。
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)	
3	一時預かり事業	
4	ほっとステイ	
5	定期利用保育事業	
6	ファミリー・サポート・センターの預かり	
7	病児・病後児保育事業	

↓ 住民税課税相当世帯の方、もしくは非課税相当世帯で保育の必要性認定を受けていない方 ↓

認証保育所

区 HP 番号:181837



【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②認証保育所と月48時間以上の月極利用契約(区外認証も対象)

	区民税	子順	保育認定	補助上限金額
①	課税世帯 ※海外で課税世帯 相当の収入があっ た方を含む	第1子	認定あり	0～40,000円
②			認定なし	0～25,000円
③		第2子	認定あり	67,000円
④			認定なし	52,000円
⑤	非課税世帯	関係なし	認定なし	25,000円
※⑥		※認定ありの場合は無償化(67,000円)		

①、②の方の補助金は収入に応じて変動します。確認方法は区ホームページページ番号210084から



- ★②、④の方は、保育認定を取得したその月から「認定あり」の方として審査します
- ★⑤の方は、保育認定を取得したその日から⑥となり、無償化の日割り計算を行います

裏面に続く

保育室・保育ママ

区 HP 番号:181849



【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②当該年度に、区内の「保育室」、「保育ママ」を月極利用していること

	利用施設	子順	補助上限金額
①	保育室	第1子	0~45,000円
②		第2子以降	45,000円
③	保育ママ	第1子	0~25,000円
④		第2子以降	25,000円

第1子の方の補助金は収入に応じて変動します。確認方法は区ホームページ 210084から



企業主導型保育施設

区 HP 番号:197346



【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住であること
- ②当該年度に、国基準を満たす企業主導型施設を月極利用していること

クラス年齢	子どもの順番	補助上限額 ※
0から2歳児クラス	第2子以降 ※第1子は補助対象外です	月額25,000円
3から5歳児クラス		月額20,000円

事業所内・院内保育施設

区 HP 番号:207158



【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住であること
- ②保育の必要性認定を受けていること

クラス年齢	子どもの順番	保育認定	補助上限額 ※
0から2歳児クラス	第2子以降 ※第1子は補助対象外です	保育認定あり	月額25,000円
		保育認定なし	対象外

無認可(ベビーホテル・その他)

区 HP 番号:186310



【補助要件】

2種類の制度があり、要件はそれぞれ異なります。

制度	各制度の要件	利用者支援・多子世帯共通の要件	施設の要件
A利用者支援	①区の認可保育園等の入園待機となっていること ②月160時間以上の月極契約を結んでいること	①月の初日に区内に在住であること ②保育料を滞納していないこと	国の指導監督基準を満たす認可外保育施設であること
B多子世帯支援	①第2子以降であること ②保育の必要性認定を受けていること		

	区民税	子順	A利用者支援	B多子世帯支援	補助金額
①	課税世帯 ※海外で課税世帯相当の収入があった方を含む	第1子	要件あり	第1子	0~40,000円
②			要件なし	対象外	対象外
③		第2子以降	要件あり	要件あり	27,000~67,000円
④			要件なし	要件あり	27,000円
⑤			要件なし	要件なし	対象外
※⑥	非課税世帯	※認定がある場合は無償化(67,000円) 認定がない場合は対象外			

①、③の方の補助金は収入に応じて変動します。区ホームページ 210084から



定期利用保育

区 HP 番号:204256



【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住であり、第2子以降のお子さま
- ②保育の必要性認定を受けていること

住民税	子どもの順番	保育認定	補助上限額
課税世帯	第2子以降のみ	あり※なしの場合対象外	42,000円
※非課税世帯	第何子でも可		

〈問い合わせ先〉 世田谷区役所 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当 電話番号 03-5432-2313
〒154-8504 世田谷区世田谷 4丁目 21番 27号(第2庁舎 2階 22番窓口) 平日 8:30~17:15